

要項第6号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会歳末たすけあい事業配分実施要項

（目的）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う歳末たすけあい事業実施にあたり、茨城県共同募金会の歳末たすけあい募金配分金（以下「配分金」という。）を受けて、在宅で援護を必要としている世帯（以下「要援護世帯」という。）及び歳末地域たすけあい事業への配分金について必要な事項を定めることを目的とする。

（配分対象）

第2条 歳末たすけあい事業の配分対象は、次のとおりとする。

（1）要援護世帯援護金配分

① 10月1日現在で小美玉市に居住し住民基本台帳に登録している要援護世帯で、当該年度の世帯全員の市民税が非課税であり、世帯の収入が収入基準額表に定める基準額以下で、かつ、次の一に該当する世帯（重複する場合は、いずれか一つとする）であって本会会長（以下「会長」という。）が認めた者とする。

- ア 要介護認定者（要介護4・5）のいる世帯
- イ 要保護世帯（別紙参照、民生委員の確認要）
- ウ 準要保護の認定を受けている世帯（民生委員の確認要）
- エ 身体障害者手帳1級（聴覚障害者は2級）又は、療育手帳④、A並びに精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯
- オ 母子父子世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している世帯
- カ 交通遺児世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している世帯

② 次の世帯は、配分対象から除外する。

- ア 生活保護法による保護を受けている世帯
- イ 配分対象となる者が施設入所又は長期入院中（6ヶ月以上）の世帯

（2）歳末地域たすけあい事業費配分

- ① 小美玉市民を対象に、地域の障害者・高齢者等の見守り活動、児童育成活動、社会参加・生きがい支援活動、食事サービス、三世代交流事業などのふれあい支え合いを目的として実施する団体とする。
- ② 配分の対象となる事業は、毎年12月1日から翌年の1月15日までに実施されるものに限る。

（3）一人暮らし高齢者交流会・高齢者世帯交流会事業

- ① 小美玉市在住の65歳以上の一人暮らし高齢者及び夫婦とも75歳以上の高齢者世帯を対象に交流会を開催し、もちつき、そばうち、サロン等高齢者が楽しく過ごせるよう本会本支所（以下「本支所」という。）ごとに事業を実施する。

（4）一人暮らし高齢者おせち料理配食事業

- ① 小美玉市在住の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象におせち料理を配食することで、年末年始を温かい気持ちで迎えていただけるように本支所ごとに行う。

（5）心身障害児クリスマス会事業

- ① 心身障害児を対象にクリスマス会を開催し、クリスマスの気分を味わい楽しんでいただく。

（配分金）

第3条 配分金は、当該年度歳末たすけあい募金額の予算の範囲内で配分するものとする。

2 援護金は世帯を基準とし、1世帯あたりの基本金額は、10,000円を限度とし、世帯員が1名増えるごとに2,000円を限度として加算するものとする。

3 歳末地域たすけあい事業配分は、1団体1事業とし、30,000円を限度とする。

4 配分にかかる諸経費は、配分金によるものとする。

（配分金の交付申請）

第4条 配分金の配分を受けようとする者、または団体（以下「申請者」という。）は、次の必要書類を会長に提出するものとする。

（1）要援護世帯援護金配分の申請

- ① 歳末たすけあい援護金配分申請書（様式第1号）
- ② 障害者世帯は手帳の写し
- ③ 振込口座の確認できる書類（振込みを希望する場合）

（2）歳末地域たすけあい事業配分の申請

- ① 歳末地域たすけあい事業費配分申請書（様式第2号）
- ② 振込口座の確認できる書類（振込みを希望する場合）

（配分金の交付決定）

第5条 会長は、援護金の交付申請を受理したときは、茨城県共同募金会小美玉市支会配分検討委員会に意見を求め、配分の可否決定を行い配分する。

2 第2条第1項第1号の配分が決定した者には配分決定通知書により、否決定の者には、配分却下通知書（様式第3号）により通知する。

3 第2条第1項第2号の配分が決定した団体には配分決定通知書により、否決定の団体には、配分却下通知書（様式第4号）により通知する。

（交付の方法）

第6条 配分金は原則として手渡しとする。ただし、特別の事由がある場合は、指定の金融機関口座振込とするなどこの限りではない。

（実績報告）

第7条 第2条第1項第2号の配分金の交付を受けた団体は、事業完了後、速やかに事業実施報告書及び決算書（様式第5号）を会長あてに提出するものとする。

（配分申請の取消し及び援護金の返還）

第8条 申請者は、申請後に申請内容について変更が生じた場合は速やかに会長に変更の申し出を行うとともに、配分の必要がなくなった場合は申請の取り下げを行うものとする。また、配分決定後に配分対象でなくなった場合、不正や虚偽の申請により援護金の交付を

受けた場合、または配分対象の事業を中止した場合は、援護金の一部、または全額を返還しなければならない。

（委任）

第9条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年 月 日から一部改正する。

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会歳末たすけあい事業配分実施要項施行細則

1 目的

この細則は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会歳末たすけあい事業配分実施要項（以下「要項」という。）の施行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 収入基準額表

要項第2条第1項第1号に規定する収入基準額表は、別表1に定めるとおりとする。

3 対象事業及び団体の範囲等

要項第2条第1項第2号に規定する団体並びに事業は、次に掲げるものとする。

（1）対象団体（施設）

- ①小美玉市ボランティア連絡協議会に登録しているボランティアサークル
- ②小美玉市内の社会福祉施設
- ③小美玉市内の地区学区を単位とする当事者団体及び社会福祉団体（以下「福祉団体」という。）
- ④小美玉市内の幼稚園、小・中・高等学校等

（2）対象とする事業は、営利を目的としないもので別表2に定めるとおりとする。

4 事業費配分金

要項第3条第3項に定める配分金の額は、経費の75%以内とし、30,000円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

5 申請及び配分等に係る様式

- （1）歳末たすけあい援護金配分申請書（様式第1号）
- （2）歳末地域たすけあい事業費配分申請書（様式第2号）
- （3）歳末たすけあい援護金配分決定・却下通知書（様式第3号）
- （4）歳末地域たすけあい事業費配分決定・却下通知書（様式第4号）
- （5）歳末地域たすけあい事業実施報告及び決算書（様式第5号）

6 申請の代行

何等かの理由で本人により申請が出来ないものに関しては、民生委員により申請の代行ができるものとする。

7 非課税・課税状態の確認

当該年度の世帯全員の市民税が非課税であることを確認するために、会長は、市長に対し非課税証明書発行の依頼を行うものとする。

8 申請の受付期間

援護金の配分申請の受付期間は、毎年10月1日から10月末日までとする。ただし、末日が土・日にあたる場合はその前日までとする。

9 委任

この細則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表1

収入基準額表（7人以上の場合は1人増えるごとに、60,000円を加算する）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基 準 額	114,000円	175,000円	238,000円	301,000円	368,000円	420,000円

別表2

事業区分	具体的事業例	対象団体
①住民参加によるたすけあい・支えあい活動	①年末年始の見守り訪問活動や安否確認のための声かけ活動 ②年越しそばやおせち料理などの会食会や配食サービス活動等	①小美玉市ボランティア連絡協議会に登録しているボランティアサークル ②小美玉市内の社会福祉施設 ③地区学区を単位とする小美玉市内の社会福祉団体（障害者、高齢者、母子寡婦等の当事者団体、女性会、民生委員児童委員協議会、子ども会育成会等） ④小美玉市内の幼稚園、学校等
②当事者および当事者団体等を支援する事業	生活や活動を支える事業、当事者団体等の活動（生きがい・交流・仲間づくり）支援等	
③子育て支援、児童・青少年に対する事業	子育て支援や福祉教育、ボランティア体験などに取り組む事業等	
④ふれあい交流活動	一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者等を対象とした交流事業等	
⑤社会参加を促進する事業	地域内の三世代交流ふれあい活動、施設と地域住民との交流活動等	
⑥福祉ニーズを持つ者への事業	要援護者、ホームレスなどを支援する事業等	
⑦その他必要と認められる事業		

歳末援護対象者基準

社会福祉
法人 小美玉市社会福祉協議会

ア 要介護認定者のいる世帯

要介護認定において、要介護4・5の認定を受けている方のいる世帯を対象とします。

イ 要保護世帯

要保護世帯とは、ボーダーライン層を意味し、生活保護は受けていないが、生活が特に困難と思われる世帯を対象とします。

ウ 準要保護の認定を受けている世帯

教育委員会において、準要保護の認定を受けている世帯を対象とします。

エ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者のいる世帯

身体障害者手帳1級（聴覚障害者は2級）、または、療育手帳④、A並びに精神障害保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯を対象とします。

オ 母子・父子世帯

母子・父子家庭となった原因が交通事故以外の家庭を対象とします。ただし、18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある方）の児童を扶養している世帯を対象とします。

カ 交通遺児世帯

両親、またはどちらか一方を交通事故により失った18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある方）の児童を扶養している世帯を対象とします。